

議第190号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「440円」を「460円」に改め、同条第3項中「前項本文」を「第2項本文」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 知事は、震災、風水害その他の災害により相当な損害を受けた者がその復旧に必要な手続に使用するために第1項の証明書の交付を請求するときは、同項の手数料を免除することができる。
- 4 詐欺その他不正の行為により第1項の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第11条第3項の改正規定および同項を同条第5項とし、同条第2項の次に2項を加える改正規定は、公布の日から施行する。